

<赤旗電子版>

2020焦点・論点 菅政権の学術会議人事介入

憲法学者・岡山大学名誉教授 中富公一さん

2020年11月2日【3面】

法の支配・学問の自由を攻撃し学者の自治を踏みにじる暴挙

学術会議の人事に対する菅政権の介入問題について、学問の自由に詳しい憲法学者の中富公一岡山大学名誉教授に聞きました。（聞き手 中祖寅一）

—非常に幅広い学者・大学人から批判と抗議の声が上がっています。

中富 全国各地の大学で批判の声明が次々と出ています。安保法制の時よりも幅広い学者から抗議の声が上がっています。今回の問題でなぜこんなに学者から批判が出るのか。

首相による勝手な任命ができないように法律がつけられているのに、菅首相が恣意（しい）的な憲法解釈をして、法律を守らなくてもいいと開き直っています。

日本学術会議法3条が、学術会議は「独立してその職務を行う」とし、その独立性をうたっているのは、政治の干渉に対して学問の自由を尊重したからに他なりません。

学術会議の独立性を守るために、会員の人選は学術会議の推薦制にするとし、推薦の資格は「優れた研究又は業績」という縛りをおいています。学術会議はこの基準に従って選考し推薦しているわけです。勝手な法解釈によって推薦を拒んでいるのは法の支配に対する攻撃であると同時に、学術会議法が配慮している学問の自由に対する攻撃という構造を持っています。

任命しない理由をまったく説明しない。菅首相の恣意で気に入らない人を排除すれば、それこそ学術会議から総合的・俯瞰（ふかん）的性格が失われます。

しかも菅首相は、安倍前首相の政治を継承すると言っており、「天皇を戴（いただ）く国家」（自民党「日本国憲法改正草案」）を理想とする国家改造を推進していこうとしています。そういう思想に合わない人間は、役職につけないとか、公的な場から締め出されることになりかねない。

—菅首相は、憲法15条を引用し、「公務員の選定は、国民固有の権利」であり、日本学術会議法では会員を総理大臣が任命することとされているから、「任命する責任は首相にある」と言っていますが。

中富 この憲法理解は、安倍前首相が言っていたのですが、選挙で選ばれたのだから内閣総理大臣は何でもできるという憲法観に基づいています。

しかし日本国憲法は、権限を分割することで首相の専制を防いでいるのです。

公務員の選定で直接国民に責任を負うのは、国民の直接の代表機関である国会です。首相と内閣は、国会に責任を負うのです。公務員にもさまざまな職種があり、それにふさわしい選考の仕方を種々の法律が定めています。国会は個々の人選を行うのではなく、法律でその一般原則を定めます。

国会が法律を直接執行することができず、一般原則の設定にとどまるのは国会の専制を防ぐためです。そしてその法律は憲法に反してはならない。

学術会議法は、その会員の選考を日本学術会議という機関に付与しています。そして内閣は、「法律を誠実に執行し、国務を総理すること」（憲法73条）が求められるのです。

—日本国憲法に「表現の自由」や「内心の自由」「信教の自由」と並び「学問の自由」が特記された意味はどのようなものですか。

中富 「学問の自由」が「表現の自由」や「思想良心の自由」に加えて別個に規定されている意味は、研究、発表の自由だけではなく、「大学の自治」を保障したことにあります。

大学の自治を保障することは、時の政権の気に入らない見解を表明しても、研究者が大学を辞めさせられることはないという保障です。大学は学問に基づく防波堤です。それが「学問の自由」の特殊な意味です。人事の自治というものを「学問の自由」は強く保障しています。

学術会議の人事はどうか。学術会議法が「学問の自由」や9条の平和主義を配慮し、推薦制に基づいて任命する形で独立性を担保しているのに、今回踏みにじった。

—学者の世界に固有の問題にとどまらず、国民全体の精神的自由、政府や権力を批判する自由に対しても非常に重大な侵害となっていく危険がありますね。

中富 安倍政治が非常に力を入れてきたのは「教育改革」です。教育基本法を変え、学校教育法を変え政府の好む思想が教育に入るように道を開こうとしている。この流れのなかで、大学への締め付けが強まり、学長選出や学部長人事などで変な動きが生じているのにも、文科省の関与が指摘されています。それは菅政権の国家改造の線に沿って、大学を変え国民を変えるという流れです。

これは香港で行われていることと同じです。香港では、三権分立を教えた教師がクビになったと報道されています。日本でも大学への統制が強まれば、そういう道を開くことになりかねない。

人事を恣意的に行うことで国民の思想を改造していく。その一環にこの問題も位置づけられるでしょう。

—今回の事態の背景には、安保法制や共謀罪法に対して学者、専門家の批判が社会に影響を与えたことへの政権の警戒もあるかと。

中富 そういう面もあると思いますが、こうした人事は第2次安倍内閣発足時、内閣法制局長官の人事に横やりを入れて以来一貫していると思います。その後付度（そんたく）が広がっていることもご存じの通りです。今回の特徴は、本来内閣から独立すべき司法や学問の世界への介入を始めていることです。

元文部科学事務次官の前川喜平さんが指摘していますが、文化功労者選考分科会に対して文科審議会が選考リストを示したら、これは菅首相の手足として動いている杉田和博官房副長官が2人の人物を変えるように指示した。杉田氏は公安警察出身です。

最高裁の任命についても、司法の独立ですから最高裁が推薦したものをそのまま認めるのが三権分立に基づいた慣行でしたが、これについても1枚ではなく2枚持ってこいと言っている。

まさに大学や学界、司法に対してそういう介入を始めています。通常国会では検察の幹部人事に対する介入も問題になりました。

今回の学術会議人事に対する菅首相の介入は、こうした一連の動きの一環です。ひとり学者の自由にとどまらない大きな問題です。

なかとみ こういち 1953年福岡県生まれ、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、岡山大学大学院社会文化科学（法学系）教授を経て、現在、広島修道大学法学部教授。全国大学高専教職員組合前委員長。